

# 人権問題について

 大阪大学





## 目 次

はじめに

I 人権問題について ー大阪大学における取り組みの経緯ー	1
II 同和問題について	3
III ハラスメント問題について	8
IV 民族問題について	12
V 障がい者問題について	13
VI 人権問題に対する取り組み	16
VII 人権問題年譜	26
VIII 関係法令等	27

## はじめに

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

「世界人権宣言第1条」より

(1948 (昭和 23) 年 12 月 10 日国際連合第 3 回総会において採択)

1948 (昭和 23) 年の世界人権宣言以来、国際社会においては国際連合を中心に人権伸長のための不断の取り組みが行われてきました。日本においては、日本国憲法第 13 条において「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と述べ、また第 14 条においては「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と述べるなど、人権擁護の理念にもとづく社会づくりが展開されてきました。今も国内外において、人権を侵害したり、軽んじたりする状況が多々見られますが、本学は日本の高等教育機関として、人権の確立と発展につながるような研究・教育を積極的に推進することにより、社会に力強く貢献したいと考えています。

本学は、このような見地に立って、全学をあげて人権問題への取り組みを続けてきました。1969 (昭和 44) 年に学内で発生した差別発言事件を契機として同和問題委員会を発足させ、この委員会を中心に、同和問題をはじめとする人権問題の正しい認識と理解を深める活動を行ってきました。教育の面では、1970 (昭和 45) 年から教職科目として「同和教育」を、また一般教養科目として「部落問題論」を開講するなど関係諸科目を開設し、1997 (平成 9) 年には全学共通教育科目の人間教育科目として「国際人権論」、「マイノリティを考える」といった人権関係科目の充実を図りました。

啓発活動の面では、5 月の憲法週間や 12 月の人権週間を中心に、教職員・学生を対象として映画会や講演会を開催してきました。

同和問題のみならず、セクシュアル・ハラスメント、在日外国人、障がい者に対する差別など、学内で発生する可能性のあるさまざまな人権問題を審議するため、1999 (平成 11) 年 4 月に同和問題委員会を発展的に改組して、人権問題委員会を設置しました。その後もセクシュアル・ハラスメントを防止するためのガイドラインの策定、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの対処体制の整備に参画するなど、人権問題に関する各種取り組みや啓発活動を継続的に行ってきました。

本学は、今後もさまざまな人権問題についての理解の深化と、差別の解消をめざして、さらなる取り組みを推進していく所存です。

この冊子は、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深め、その解決に取り組むために作成したものです。全学の教職員・学生の皆さんが、この冊子を座右において人権問題を正しく認識し、研究教育にこれを役立てるとともに、さまざまな人権問題の解決のために積極的に活用されることを強くお願いします。

大 阪 大 学

2024 (令和 6) 年 4 月

## I 人権問題について ー大阪大学における取り組みの経緯ー

「大阪大学憲章」は、本学の全構成員の指針として11項目の基本的な理念を掲げており、その9番目の項目は「人権の擁護」です。その内容は、「大阪大学は、その活動のあらゆる側面において、人種、民族、宗教、信条、貧富、社会的身分、性別、障がいの有無などに関するすべての差別を排し、基本的人権を擁護する。」というものです。このように本学は、あらゆる不当な差別を許さず、人権を擁護するための取り組みを進める姿勢を学内外に向かって明らかにしています。

しかし、本学においても、残念ながらこれまでさまざまな人権問題が発生してきました。そこで人権問題に対処するための組織体制を整え、人権教育・啓発のための各種取り組みを継続的に行ってきました。その経緯について、簡単に振り返っておきたいと思います。

### <同和問題委員会の設置>

1969（昭和44）年、学内で起こったさまざまな差別発言事件を契機に、総長が、①同和問題委員会をつくる、②教員になる者に同和教育論を必修単位とする、③学生・教職員に対する部落問題の啓発を行う、④学生の部落問題研究に積極的に助成する、⑤全国の部落解放総合計画に積極的に協力する、⑥部落問題への取り組み10カ年計画を示す、の6項目の早期実現に取り組むことを明らかにし、また部落問題に関する講座の設置及び研究室の開設についても、前向きに努力する方向性を示しました。

また、総長他8名からなる「アルファ委員会」という名称（同和問題に関する大阪大学としての取り組みの「第一歩」という意味で、ギリシア文字のアルファベットの最初の文字アルファ（ $\alpha$ ）が名称に採用された）の委員会が同年12月末に発足し（総長、評議員1名、文学部3名、教養部3名の計8名で構成）、翌1970（昭和45）年10月に「同和教育」（2単位）の開講が決定されました。また、1972（昭和47）年4月にアルファ委員会は同和問題委員会に改称され、1974（昭和49）年には各部局から選出された教員によって構成される委員会として組織されて、全学的な委員会になりました。また、1982（昭和57）年4月には、全学の人権啓発活動について長期的視野に立って審議するため、同委員会内に、委員長の求めに応じて専門的な立場から助言を行う専門委員会が設置されました。

1998（平成10）年4月には同和問題委員会専門委員会において、同和問題以外の人権問題が生じたとき大学としてどう対応するのかについて議論されましたが、その際に確認された方針は、①人権問題委員会という名称の委員会を設置する必要があるが、扱う内容は大学内で発生しうる差別事象に限定する、②委員会はオープンなものとし、人権問題全般を審議する組織とする、③差別が生じたとき（就職差別を除く。）は、個々の差別問題に応じた小委員会又はワーキングを設置して対応する、というものでした。

### <人権問題委員会の設置>

これを受けて1998（平成10）年11月には人権問題委員会規程が制定され、1999（平成11）年4月より同和問題委員会及び同専門委員会に代わって人権問題委員会が設置され、これと同時に、人権問題委員会の内部に、同和問題、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）問題、民族問題、障がい者問題の各小委員会が設置されました。

また、2002（平成14）年1月にセクハラ防止に関する規程の改正案が承認された際に、新設されるセクハラ相談室の副室長に人権問題委員会のセクハラ問題小委員会委員長があたることが決められ、同年4月から実施されることになりました。

さらに、2005（平成17）年からは、キャンパス内のアカデミック・ハラスメント問題に対応するために、人権問題委員会の中に「アカデミック・ハラスメント問題小委員会」が新たに5番目の小委員会として設置されました。2011（平成23）年には、大学の職場環境におけるパワー・ハ

ラスメント問題にも対応するため「アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント問題小委員会」へと改称されました。さらに2017（平成29）年には、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント問題にも対応するため、「セクシュアル・ハラスメント問題小委員会」を「セクシュアル・ハラスメント等問題小委員会」に改称すると共に、「アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント問題小委員会」を「アカデミック・パワー等ハラスメント問題小委員会」に改称し、現在に至っています。

#### <同和教育>

人権問題に関する授業科目として1970（昭和45）年10月から「同和教育」2単位が開講されましたが、1979（昭和54）年からはこの「同和教育」を「同和教育（1）」とし、新たに「同和教育（2）」2単位が開講されました。1990（平成2）年4月から「同和教育（1）」は「同和教育論Ⅰ」に、「同和教育（2）」は「同和教育論Ⅱ」にそれぞれ名称変更され、2000（平成12）年4月からは両科目を合併して「同和教育論」、2005（平成17）年4月からは「道徳・同和教育論」となり、そして2011（平成23）年4月からは「道徳教育論」として開講されています。

また、この授業とは別に、「部落問題論」が1972（昭和47）年から教養部一般教育科目の中の総合科目として開講され、1994（平成6）年からは全学共通教育科目の教養教育科目のひとつとして位置付けられるようになりました。ちなみに、2023（令和5）年度に開講された全学共通教育科目の中には、「現代差別論」、「現代人権論」、「ジェンダーと社会」、「共生社会とアクセシビリティを考える」などがあります。なお、人間科学部では1972（昭和47）年に学部が開設されて以来、学部専門科目のひとつとして、2015（平成27）年度まで「同和教育論」が開講され、2016（平成28）年度から「人権教育論」が開講されています。

#### <啓発活動>

学内の教職員・学生に対する啓発活動としては、1974（昭和49）年から全学の教職員を対象とした講演会を、また1980（昭和55）年からは5月の憲法週間に映画会を、1981（昭和56）年からは12月の人権週間又は1月にも講演会を開催することとし、2023（令和5）年12月には世界人権宣言75周年を記念した講演会を開催しました。

このように、本学においては、①人権問題に関する学内組織を設け、大学としての取り組みのあり方を考える、②人権問題に関する授業科目を幅広く開講するとともに、学生・教職員の啓発活動を行う、という2つの柱で、人権問題に関する取り組みを行ってきました。

しかし、このような努力にもかかわらず、残念ながら人権問題に対する認識不足から生じる差別やハラスメントの事例が現在も発生しています。また社会情勢や意識状況の変化によって、今後各種人権問題が新たに発生する可能性もあります。万一、そのような事象が起こったときは、関係組織の協力の下に適切な対応をすることは言うまでもありません。その際、本学が行っている研究・教育が、社会に豊かな人権文化を育むことにどのように寄与しているのか、といった視点で検証することが、本学の社会的使命を果たすうえでも、重要なことだと考えています。

この冊子は、本学における人権問題に関する取り組みの概要を述べることにより、教職員・学生の皆さんが人権問題についての認識を深めるとともに、キャンパスにすぐれた人権文化を育むために取り組んでいただけることを願って作成したものです。

積極的な活用を期待します。

大阪大学人権問題委員会委員長

## II 同和問題について

1965（昭和40）年8月、国の同和対策審議会は、「同和問題（部落問題）の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とする答申を行い、これを受けて、1969（昭和44）年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。同法に基づく施策の推進によって、旧同和対策事業対象地域（以下「対象地域」という。）の環境や人々の生活には大きな改善が見られましたが、施行後50年以上経った今日でも、なお環境改善や教育、啓発などに関する課題が残されています。最も事業が進んでいると言われる大阪府でも、2011（平成23）年の対象地域における生活保護世帯は、全世帯の19.8%を占めています。これは、府平均が5.9%であることと比較して、著しい格差があることを示しています。また、対象地域生徒の高校進学率はしだいに上昇してきましたが、現在においても学力（平均）や大学進学率が府全体の水準と比べて低位にあることなど、今なお、対象地域にさまざまな課題が残っていることが、各種調査から明らかにされています。

こうした社会的・経済的低位という実態的差別とともに、人々の意識に浸透し行動にあらわれてくる心理的差別も残っています。すなわち結婚差別や就職差別に当たる行為もあとを絶ちません。また、1975（昭和50）年に全国の対象地域の所在地と地名を記載した「部落地名総鑑」が作成され販売されている事実が発覚しました。最近ではインターネット上に対象地域の所在地が大量に流されていることが確認されています。この実態的差別と心理的差別とは、互いに関連し、助長しあう性格があります。国の同和対策協議会や、それを引き継いだ地域改善対策協議会の意見具申も特にこの点を踏まえて、人権意識の徹底をめざした社会啓発の必要性和、諸教育機関の果たすべき役割の重要性を強調しています。

### <被差別部落の起源>

被差別部落の残存と現状は、日本社会の歴史的な負の遺産であり、その起源を知ることは、同和問題の解決のための有力な手掛かりとなるものと考えられます。

まずはじめに、誤った情報を正しておく必要があります。今なお一部で言われている異民族・異人種説は、明らかに誤っています。古代において多くの人々が大陸から渡来しましたが、これらの人々は賤民視されるどころか、むしろ尊敬されていました。もともと異民族説は、江戸中期、儒者の間から推測に基づいて唱えられたもので、今日の研究結果からみれば、なんら根拠のないことは明らかです。

では、被差別部落はどのように成立したのでしょうか。室町末・戦国の動乱期には、中世社会における諸階層の地位が激しく変動し、いわゆる「下剋上」という風潮が強まりました。こうした戦国動乱に終止符をもたらす形で成立した織田・豊臣による統一政権は、農民による一揆の抑圧と、確実な年貢米の納入を目的として、刀狩・検地などの政策を実施しました。さらに江戸時代にかけては、兵農分離といった武士階級と他の階級との身分的分離政策が推し進められ、近世封建制が構築されました。この社会秩序を強化するための身分制度の中で、「賤民（穢多・非人）」は最下層の身分とされ、厳しい差別を受けることになりました。この過酷な差別は、人口の7～8%にも満たない少数の封建支配階級が、大多数の民衆を支配するために行った分離支配政策によりはじまったものです。たとえば、最下位におかれた非人に警察力の末端を担わせ、民衆の間に反目と対立をあおるなど、まことに巧妙をきわめたあくどいことが行われました。しかも、この身分制度には居住地・職業の制約があったため、賤民が集中して居住する集落（部落）の形成をもたらすことになりました。これが「被差別部落」とよばれ、現在もなお「対象地域」として行政対策が必要な集落や地域ができた背景です。すなわち、被差別部落の起源は、幕藩体制の封建的身分支配にあるのです。

#### <太政官布告 61 号（穢多・非人の称の廃止）>

明治政府は 1871（明治 4）年 8 月 28 日の太政官布告 61 号により、「穢多・非人」の称を廃止すること、職業の選択は自由であることを公布しました。しかし、この「解放令」は一片の布告に終り、現実の社会関係の中での解放は保障されませんでした。華士族の秩禄処分に巨額の補償がなされたのに対して、部落はその主要な産業であった皮革業に対する従来の権利を奪われ、兵役その他の義務を負わされることになりました。さらに、資本主義経済の発展につれて、部落の大多数の生活条件はいよいよ厳しいものとなりました。部落の人々は産業の基幹部門からも排除されることが多く、単純労働や周辺労働に就く者が多かったのです。農村の地主制のもとで、劣悪な条件で小作を行ったことも知られています。このように、資本主義経済も社会的差別を利用したため、差別はたえず再生産されてきました。戦後、経済成長による労働力の不足や教育の普及等によって、部落内でも安定雇用が漸次増加してきたと言われてはいますが、以上に述べたようなことは、なお根絶されていないのが現状です。

部落に対してさまざまな呼称が使われましたが、「特殊部落」という用語が明治年間、内務省によって用いられ始めました。それには特殊な人種、特殊な生活様式をもつ者といった意味合いがあり、国民の間に差別と分裂をもちこんだものと言えます。このように部落は、封建的身分遺制と、これを利用する社会体制の中で再生産され、今日に至りました。

#### <解放への闘い（全国水平社設立）>

ところで、同和問題において「寝た子を起こすな」という考え方がしばしば論じられます。そっとしておけば被差別部落の問題は解消するという意見なのですが、「解放令」が布告されて 100 年以上を過ぎた今日、なお差別が存在することは、同和問題は自然に解消するものではないことを示しています。何よりも同和对策審議会答申が、同和問題の早急な解決を「国民的課題」とし、それを受けて同和对策事業特別措置法が制定されたいきさつを省みるならば、このような考え方が当を得ていないことは明らかであります。

部落解放をめざす動きは、早くから起こっていましたが、とくに 1922（大正 11）年 3 月 3 日、「部落民自身の行動によって、絶対の解放を期す」ことをめざして全国水平社が創立されました。「人間権の奪還」ともいわれるこの全国水平社設立は、部落解放運動にとって画期的なことであります。こうして、約 100 年にわたる解放への闘いが続けられてきたのです。「部落の解放なくして民主主義はありえない」（部落解放同盟綱領）。まさに部落解放は、我が国における民主主義の原点というべき位置にあります。

#### <本学の取り組み>

私たちはこのような部落差別の現実を直視し、同和問題の解決を自分自身の課題として受け止め、その実現のために努力していきたいと考えます。全学の教職員や学生の皆さんも、この問題についての正しい認識を深められ、差別を根絶するために努力されることを切望してやみません。

本学では、1969（昭和 44）年に起きた教員の差別語使用問題を契機として、国民的課題である同和問題の解決に積極的に寄与したいという総長の発意に基づいて同和問題委員会が設置され、この問題についての取り組みが進められてきました。すなわち「部落問題論」や「同和教育」などの関係諸講義が開講整備され、また新入生に対する教養講座の 1 つとしてこの主題が位置付けられ、さらに映画会や講演会なども毎年開催されてきました。しかしながら、このような 50 年にもわたる取り組みにもかかわらず、残念なことに、本学において、同和問題への無理解を示す発言や差別落書きは皆無とはなっていません。

そこで以下に、これまでの諸事件を実例として問題ごとに列記して紹介するとともに、昨今の大きな問題である就職・採用における差別問題についても取り上げ、同和問題に対する本学の具体的な対策と取り組みを示します。

## 1 大阪大学における同和問題に関わる事件

### (1) 「特殊部落」という差別語使用

本学では、まず1969(昭和44)年に「特殊部落」という差別語が使用されるという問題が発生しました。この言葉は水平社宣言の中にも用いられていますが、今日までの研究では、これは部落を示す一般的名辞ではなく、明治末年、部落を特殊視し、差別する意図をもってつくられた露骨な差別語であることがわかっています。とくにこれを一段と低劣なものを指す比喩に使うことは、部落に対する不当な侮蔑であります。

私たちは、このような差別語使用の問題を単なる言葉の問題として考えるのではなく、その背後にある差別の実態を認識し、部落差別の解消を自らの課題として受け止め、その実現のために努力しなければならないと考えます。

### (2) 同和問題についての無理解な発言

本学では同和問題についての無理解な発言もしばしば見られました。すでに述べましたように、部落差別は現代においても厳存しており、差別による悲劇は今なお、あとを絶ちません。同和問題への取り組みは、まずこの現実を正しく認識すること、それも差別される人々の身になってそれを直視することから始まると言えましょう。

対象地区の厳しい生活条件に対する配慮や理解を欠いた発言や、同和問題は自然に解消するという「寝た子を起こすな」式の考えが見られたりもしました。これらも、部落解放運動への無理解を示すものと言うべきです。これらのことに鑑み、大学は、この今日的な要請について十分な理解を、広報活動や講演会などを通して全構成員に対し繰り返し訴えてきました。

また、学内で部落の異民族起源説に基づく発言が出たこともありました。私たちは、もちろん人種や民族の相違によって差別があってはならないと考えていますが、部落差別は同一民族内の問題であり、異民族起源説自体が誤っています。その意味で、部落差別を民族差別と同一視することも問題です。誤った認識は、しばしば差別の是認や助長につながることを銘記すべきです。

### (3) 差別落書き

学内で起こった差別落書きのことにも触れておく必要があります。1983(昭和58)年以降、最寄りの部局に報告のあったものについて見ても、次表のとおりそれぞれ差別的内容の落書きが発見されています。

これまでの落書きの内容は、差別の肯定や一定の政治的非難を含むかのごとき体裁をとったものや、差別語を公然と用いて対象地区の人々を嘲笑し、さらにそれらの人々の生存すら否定するような攻撃的なものがありましたが、最近発見された落書きには、部落差別語に加えて在日韓国・朝鮮人に対する差別語を用いたもの、さらには特定の個人を指して揶揄していると思われるもの、同和問題の解決を目指して努力している個人及び団体を侮辱するものなど、極めて悪質なものがありました。

本学では、以上のような差別的内容の落書きには、総長所感や部局長告示をもって厳しく抗議するとともに、発生した差別事象の性格を、教職員・学生に周知し、大学としての意志を明示することに努めてきましたが、差別がこのような形で行われることに対して、差別意識の根深さを改めて思わざるを得ません。同和問題についての理解を深め、基本的人権を尊重する思想を深化するための努力の必要性を痛感します。

差別落書きはあってはならないことですが、学生の皆さんが万一落書きを発見したときは、大学として現場を確認する必要がありますので、最寄りの教務窓口等部局の事務部に連絡してください。

年 月 日	場 所
1983（昭和58）年4月27日	弓道場西方の里道の街灯 医療技術短期大学部（以下「医療短大」と略記する）の構内を通る里道の街灯及び里道に面したRI建物の看板
同年4月30日	医療短大内里道の街灯及びRI建物の看板
同年6月14日及び6月23日	附属図書館本館のトイレ内
同年7月1日	教養部講義室本館（以下「ロ号館」と略記する）LL301教室の机上
1984（昭和59）年6月15日、9月21日、10月2日	ロ号館のトイレ内
1988（昭和63）年3月15日	理学部エレベーター内
1989（平成元）年12月11日	附属図書館本館のトイレ内
1990（平成2）年11月26日	福利センターのトイレ内
1991（平成3）年7月1日	福利センターのトイレ内
同年7月22日	福利センター内の掲示板の掲示物上
同年8月12日	附属図書館本館の図書閲覧室の机上
同年12月6日	学生会館のトイレ内
1992（平成4）年6月4日	福利センターのトイレ内
同年10月8日	基礎工学部のトイレ内
1993（平成5）年2月15日	ロ号館の掲示板
1996（平成8）年2月21日	言語文化研究科棟階段壁面
同年5月10日及び7月30日	言語文化研究科棟エレベーター横及びトイレ入り口の壁面
1998（平成10）年4月21日	文学部・法学部・経済学部研究講義棟エレベーター内
2000（平成12）年10月5日	大学院工学研究科S-4棟廊下壁面
2011（平成23）年9月30日、10月1日、2012（平成24）年1月25日、2月17日	言語文化研究科A棟非常階段及びエレベーター付近、A棟階段壁面
2014（平成26）年6月24日	人間科学研究科東館5階掲示板
2015（平成27）年6月16日	情報科学研究科A棟駐輪場
2017（平成29）年8月28日	吹田留学生会館2階ホワイトボード
2019（平成31）年3月19日	医学系研究科研究棟中央ホール東側エレベーター内

## 2 就職差別問題

就職差別の撤廃に関しては、文部省（現文部科学省）等の関係機関が大学に対して、次のような指導を行っています。

「学生が就職するに当たって、本人の資質・能力に関係のない形式的理由による差別を受けることがないように、企業への働きかけ等十全の措置をとること」（1980（昭和55）年4月2日・1983（昭和58）年11月14日）、「同和地区の卒業予定者が今日なお就職差別につながると認められる取り扱いをされているとの指摘があり、改めて、応募用紙における本籍地番及び家族の職業の記入、戸籍謄本等の提出、身元調査の実施など就職差別につながる恐れ

あることが行われないう企業への対応や学生に対する指導について再度の見直しを行い、必要に応じて公共職業安定機関とも連絡の上、適正な就職事務の処理に当たること」（1980（昭和55）年10月7日）。

さらに、国立大学協会では、1980（昭和55）年12月に履歴書、自己紹介書の様式を定めています。

また、1981（昭和56）年5月19日には、大阪府下大学等就職問題連絡協議会（大就連）が発足しました。これは、本学を含む大阪府下の大学等が行う職業紹介業務の円滑な推進、特に差別のない公正な採用選考に向けて、各大学等が連携を密にし、相互に研究協議をする場です。これまでに加盟の多くの大学等で、「社用紙」の廃止又は是正に向けての取り組みを行い、応募書類の様式を定めたり、学生が受験報告書を提出できるようにするなどの措置をとっています。

このように、大就連は各大学間の合意を得ながら、大阪府労働部などとも連携を図り、就職差別の解消のための取り組みを進めてきています。

以上のことを踏まえつつ、本学においても毎年、就職差別の撤廃に向け、就職業務に関する学内の共通的处理方針を定めるとともに、企業に対して協力を求めてきました。

この間の主な改善は、

- ①1981（昭和56）年からこの方針を「大阪大学の動き」に掲載し、全学の教職員・学生に周知徹底していること。（1998（平成10）年度からは「銀杏だより」に掲載。）
- ②1982（昭和57）年から求人申込書の様式を新たに定め、毎年企業に対してこの様式を使用するように協力依頼していること。
- ③1984（昭和59）年から学生が就職に際し、差別につながるとされる選考を受けた場合、その内容を各学部教務掛等に備え付けの所定の様式により親展で学生部学生生活課あてに報告できる手続きを設けたこと。

などで、就職差別解消のための努力を続けてきました。

しかし、1988（昭和63）年には、前年に行われた医学部附属病院の看護師採用面接において、差別につながりかねない質問があったとして、受験者から大学に報告書が提出されるということがありました。このことは、この問題に対する大学自身の認識がなお不十分であり、さらに啓発活動に努力する必要があることを示していると思われます。

なお、1996（平成8）年6月には、労働省において、応募社用紙の参考例を新規高等学校統一応募書類の改定に合わせ、履歴書から「本籍地」及び「戸籍筆頭者との関係」欄が、自己紹介書から「家族状況」欄が削除され、同趣旨が文部省から通知されました。これを受け、本学でも、学内への周知を図るとともに、大就連と連携しながら、企業への働きかけをしています。

本学において、同和問題に関わる事件が二度と起こらないように、差別のない就職・採用活動が実施できるように、これからも地道な啓発活動を続けるとともに、各教職員・学生がそれぞれ同和問題を正しく認識し、研究教育活動の成果をこの問題解決の方途のうえに反映させるよう努力する必要があると考えます。なお、同和問題は、諸学問研究の総合のうえに、理解と対策が成立するものでありましょう。この観点から、本学は総合大学の特色を活かして、今後も一層の努力を重ねたいと思います。

### Ⅲ ハラスメント問題について

人権問題の認識、解決、教育等の推進に当たっては、女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、民族問題などの重要課題に関して、各々の固有の問題点へアプローチすることが大切です。女性の人権に関しては、1979（昭和 54）年、国連総会にて、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1980年代から90年代にかけて国際的な取り組みが積み重ねられてきました。1995（平成7）年の世界女性会議での「北京宣言」では、女性の権利は人権であると謳われ、男性と女性が対等なパートナーとして共同で社会を形成することが、重要な国際的課題となってきています。このような国際的な動向に呼応して、我が国においても、1996（平成8）年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」が答申され、同年、男女共同参画推進本部において「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。これを受けて、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」の制定とともに、「男女雇用機会均等法」（1986（昭和61）年施行）が改正されました。厚生労働省は「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」を公表し、全事業体に対してセクシュアル・ハラスメントの問題に関して具体的な指導方針を示しました。

また、人事院も、文部省（当時）に対して「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の策定について」の通知を各国立学校長あてに送るよう指示しました。

さらに、2020（令和2）年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワー・ハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。これを受けて本学では、ハラスメント防止対策の3原則「見逃しません」、「許しません」、「厳正に対処します」を定めました。

#### <セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドラインの作成>

本学は、建学の精神に基づく人権教育の一環として、同和問題への取り組みを長年にわたり推進してきました。セクシュアル・ハラスメント問題に関しては、文学部において以前から積極的な取り組みが行われ、1998（平成10）年には「文学部・文学研究科性差別問題委員会に関する規則」が制定されました。続いて、言語文化部・言語文化研究科においても1999（平成11）年に「言語文化部・言語文化研究科セクシュアル・ハラスメント問題小委員会に関する規程」が制定され、さらに2002（平成14）年には「言語文化部・言語文化研究科キャンパス・ハラスメント問題小委員会に関する規程」へと改訂されました。1999（平成11）年に同和問題委員会が人権問題委員会に発展的解消を遂げるに伴い、同委員会の小委員会の1つとしてセクシュアル・ハラスメント問題小委員会が設立され、セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン作成がスタートしました。その後、有識者を招いての学内講演会の開催、他大学の資料などの収集、学内外の意見の聴取等を行い、各委員会での活発な議論を経て、2000（平成12）年4月に最初のガイドラインが施行されました。

#### <セクシュアル・ハラスメント相談室の設置>

ガイドライン施行から1年弱が経過し、その間の経験と全相談員へのアンケート結果を基に、セクシュアル・ハラスメント問題小委員会における改正原案の作成及び人権問題委員会における検討を経て、2001（平成13）年3月には、その一部が改訂されました。2002（平成14）年1月には、学内でのセクシュアル・ハラスメント問題が直接の契機となって顧問弁護士制度が導入されました。また、同年4月には、吹田地区と豊中地区にセクシュアル・ハラスメント相談室を設置し、専門相談員（カウンセラー）や全学相談員が面談や電話による相談を受け付けることとしました。2009（平成21）年4月からは、箕面地区にも相談室を設置し、英語による相談にも対応できる専門相談員を配置しました。

#### <アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント>

1990年代から21世紀にかけては、本学での歩みにも明らかなように、従来人権問題として認識されることがなかった事柄が、セクシュアル・ハラスメントと定義付けられ可視化されていきました。その過程で、大学の教育研究環境におけるアカデミック・ハラスメント、大学の職場環境におけるパワー・ハラスメントにも社会的な注目が集まるようになっていきます（なお、職場における「パワー・ハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます）。セクシュアル・ハラスメントと同じように「見えない」「意識されない」問題であった学問の場における権力関係を背景とした人権侵害、職場における権力関係を背景とした人権侵害が認識されるようになったのです。2022（令和4）年度の相談総数（案件の受理件数）は229件となっています。対象も教員から学生に対するものだけでなく、教職員間や学生間によるものも含まれ、内容も多様化しています。

#### <ハラスメント問題に関する基本方針及びハラスメント防止等に関する規程の制定等>

その結果として、本学ではセクシュアル・ハラスメントだけではなくアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントへの対応についても検討を行い、2010（平成22）年4月から、ハラスメント問題について、良好な教育・研究・労働環境を維持するために、その発生の防止や問題の解決に取り組む大学の姿勢を明らかにし、大学の構成員・関係者に周知するため、「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「大阪大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（以下「防止等規程」という。）を制定しました。この制定を受け、2010（平成22）年4月に大阪大学ハラスメント相談室を新たに設置し、そのもとにセクシュアル・ハラスメント相談室及びアカデミック・パワー等ハラスメント相談室を置くこととし、相談室の体制を整備しました。

アカデミック・パワー等ハラスメント相談室は、2010（平成22）年4月から豊中地区に設置し、専門相談員が電話や面談による相談を受け付けています。また、2012（平成24）年4月からは、吹田地区に、2013（平成25）年4月からは、箕面地区にも相談室を設置し、ハラスメント全般の相談体制の充実に努めています。

2010（平成22）年7月には「大阪大学におけるセクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン」を改正し、さらに同年12月には「大阪大学におけるアカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関するガイドライン」を制定し、問題解決への過程等を構成員に周知しました。また、啓発活動の一環として、ハラスメント防止等に関する研修会を毎年実施しています。

さらに、2017（平成29）年7月に「性的指向」と「性自認」の多様性と権利を認識し、偏見と差別をなくすよう、構成員への啓発活動をすることを提示するべく「大阪大学『性的指向 (Sexual Orientation)』と『性自認 (Gender Identity)』の多様性に関する基本方針」が制定されたことを受け、同年11月、基本方針を改正し、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」が「性的な言動」に含まれる旨を明記しました。

そして、2020（令和2）年6月1日からの職場におけるハラスメント防止対策の強化に関する通知を受けて、基本方針及び防止等規程等の一部改正を行いました。

2021（令和3）年11月には、人権とメンタルヘルスの両面から有機的に対応するため、ハラスメント相談室はキャンパスライフ健康支援センターと統合され、キャンパスライフ健康支援・相談センターハラスメント相談室として発足しました。

#### <妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止>

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、2017（平成29）年1月から、事業主に、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが義務付けら

れたことに伴い、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」に加え、「妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント」を新たに基本方針等に定義し、より一層良好な教育・研究・労働環境の維持を図ることとしました。また、これに伴い、関係規程等の整備を行いました。（詳細は、「基本方針」及び「防止等規程」をご覧ください。それらの規程及びガイドライン等は、11 頁に紹介する本学 HP「ハラスメントの防止等」に掲載しています。）

#### ◇ハラスメント相談室

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを堅く守ります。お気軽にご相談ください。  
相談をご希望の場合は、事前に必ず電話予約を行ってください。

地区	連絡先
吹田地区	ハラスメント相談室 1 看護師宿舎 1 号棟 3 階 1311 号室 06-6879-6981 (直通) ハラスメント相談室 2 看護師宿舎 1 号棟 3 階 1312 号室 06-6879-6982 (直通)
豊中地区	ハラスメント相談室 1 文理融合型研究棟 7 階 704 号室 06-6850-5029 (直通) ハラスメント相談室 2 サイバーメディアセンター データ・ステーション 2 階 06-6850-6006 (直通) ハラスメント相談室 3 キャンパスライフ健康支援・相談センター 東階段 2 階 06-6850-6505 (直通)
箕面地区	外国学研究講義棟 1 階 072-730-5112 (直通)

- ※ 各地区の相談室には、英語で相談することができる相談員を配置していますので、お気軽にお尋ねください。
- ※ 各相談室の場所、相談曜日及び時間帯等については、本学 HP「ハラスメントの防止等」に掲載しています。休室や相談時間の変更も掲載していますので、最新情報は HP でご確認ください。

## ◇大阪大学におけるハラスメント問題の取り組み

本学におけるハラスメント問題に関する取り組みについては、以下の URL をご覧ください。

「ハラスメントの防止等」：URL

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention\\_sh](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh)

阪大 ホーム>学生生活・学生支援>学生生活全般>ハラスメントの防止等

### 【ホームページ掲載事項】

- 開室スケジュール
- ハラスメント相談室だより
- STOP!!ハラスメント
- 啓発リーフレット・ポスター
- ハラスメント関連書籍・DVD
- 基本方針・規程等
- ガイドライン

The screenshot shows the Osaka University website interface. At the top, there is a dark blue navigation bar with the university logo and icons for menu, search, access, and facilities. Below the navigation bar, a breadcrumb trail reads '< 学生生活全般'. The main heading is 'ハラスメントの防止等' (Prevention of Harassment). Below this, the text 'STOP ALL TYPES OF HARASSMENT!' is displayed. The central image is a colorful illustration of six diverse people (three women and three men) standing in a line on a university campus, holding a white banner. The banner contains the Japanese text 'ハラスメントのない大学を目指して' and the English text 'Aiming for a Harassment-free University'. The background of the illustration shows a large university building and green trees under a clear blue sky.

## IV 民族問題について

本学では、日常において不断に実行すべき事項として平成30年1月1日に「大阪大学行動規範」を定めました。その中で、「私たちは、一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、あらゆる差別やハラスメントを許さず、文化、言語及びジェンダーを超えて多様な個性と能力が存分に発揮できる学修、研究及び就業の環境を整備します。」と宣言しています。

国際的な人的交流の波に乗って、現在本学では世界112の国・地域から2,781名の外国人留学生（2023年5月1日現在）や1,161名の外国人研究者（2022年度人数、一時来訪者を除く）を受け入れています。したがって、これに現在教育・研究に携わっている281名の外国人教員（2023年5月1日現在）の数を加えますと、本学の構成員の中に占める外国人の割合は、学部・大学院を合わせた学生数で12.0%（23,123人中2,781人）、大学院だけでは21.2%（8,173人中1,734人）、教員数で8.5%（3,316人中281人）、学生と教員を合わせると、11.6%（26,439人中3,062人）になります。

このようにキャンパスはまさに「多文化・多民族共生の場」であり、本学はこれらの人々に快適なキャンパスライフを提供する責任があります。それには、本学に所属するすべての構成員が多様な文化を認め合い、さまざまな文化的・民族的背景をもつ人々がそれぞれの国・地域の歴史などの十分な理解のもとに、お互いの人権を尊重しあう関係をつくっていくことが必要です。

しかし、多様な文化や言語をこえて、個性と能力が存分に発揮できるような環境を整備するのは容易なことではありません。特に、日本語を話さない外国人研究者や留学生を受け入れる場合は、事務的な事柄を含め、多くのコミュニケーションの問題がいまだに存在しています。これは、本学に限らず、日本のほとんどの大学が直面している問題です。

本学では文化、言語、民族によらず誰もが学びやすく働きやすい環境を実現するため、様々な取組を強化しています。2021年度には、多様性（ダイバーシティ）が個人のアイデンティティとして当たり前包摂（インクルージョン）される環境作りこそが、組織全体としての活力を發展させるために不可欠であることから、「大阪大学ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言」を策定し、2022年4月には、ダイバーシティ&インクルージョンセンターが設立されました。

これらを推進する一環として、本学では、異なる文化的背景をもつ日本人学生、留学生及び教職員が日常的に交流できる学寮・教職員宿舎「グローバルビレッジ」を整備しました。

なお、グローバルな視点からの人権尊重、多文化理解などを深めるための啓発活動として、人権週間などで国際的ダイバーシティの先進事例を紹介する講演会等を実施している他、共通教育系科目の現代教養科目や国際教養科目において、さまざまな関連の講義を開講してきました。

また、本学の全部局から選出された委員で構成される「人権問題委員会」の中に「民族問題小委員会」が設けられています。これらの取り組みは、国籍や民族・文化の違いを認め合い、キャンパスを共有するすべての人々の人権を尊重するという精神において共通するものです。

人権尊重の精神がはぐくまれる社会づくりは、今日の、そしてこれからの日本社会における極めて重要な課題でもあります。さまざまな文化や生活習慣、多様な価値観が存在し、「国際性」を教育理念の1つに掲げる本学では、魅力的な「多文化共生社会」の実現に向け、努力を続けています。さらなる啓発活動の充実と共に、すべての構成員の努力によって、全員が等しく恵まれたキャンパスライフを享受できるよう、取り組みを進めていくつもりです。

## V 障がい者問題について

1948（昭和23）年、第3回国連総会において採択された世界人権宣言は、その前文の中で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と述べています。この理念を踏まえて、1971（昭和46）年に「知的障害者の権利宣言」が採択されました。この宣言で明らかにされた「知的障がい者が最大限可能な限り他の人々と同じ権利を有する」というノーマライゼーションの理念は、その後の障がい者施策に大きな影響を与えました。1975（昭和50）年には「障害者の権利宣言」が、「障がいの原因や特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する」ことを明らかにしました。我が国ではこの宣言がなされた12月9日を「障害者の日」と定めています。

また、「国際障害者年（1981（昭和56）年）」と「国連・障害者の10年（1983（昭和58）年～1992（平成4）年）」では、障がい者が社会を構成する一員として、積極的に社会活動に参加していくことが求められ、そのための援助の必要性が認識されました。

さらに、2006（平成18）年12月には、障がいのある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした国際的原則「国連障害者の権利条約」が採択されました。

我が国においても「障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進」を目的とし、1993（平成5）年には「障害者基本法」によって障がい者福祉に関する「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。1995（平成7）年にはその具体策として「障害者プラン—ノーマライゼーション7か年戦略—」が掲げられ、我が国は「共生」「社会的自立」「バリアフリー化」「生活の質（QOL）の向上」「安全な暮らし」「心のバリアフリー」「国際協力」を目指してきました。そして、2013（平成25）年に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：差別解消法）が2016（平成28）年より施行されることとなり、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的な配慮の提供及びこれら障がい者への対応の方法・体制を記した要領の作成と公表が義務付けられました。

このような流れの中で、本学においても障がい者問題の啓発活動を主たる目的として1999（平成11）年に人権問題委員会の中に障害者問題小委員会が設置されました。1994（平成6）年から2004（平成16）年まで身体障害学生修学援助委員会を設け、バリアフリー化のためのスロープ設置など身体障がいをもつ学生の修学援助活動を行うとともに、身体障がい学生に対する入試時の特別措置を実施してきました。また、1995（平成7）年より健康・スポーツ教育科目において障がい学生を対象とした健康処方クラスを開講し、障がいの程度に応じたメニューによる授業を行っています。2010（平成22）年には、本学における総合的な学生支援の拠点としての「学生支援ステーション」の中に「障害学生支援室」が設置されました。さらに差別解消法施行に向けて、さらなる障がい学生支援に対するニーズの高まりに応えることに加え、発達障がい（傾向）を有する学生への支援を拡充させるために、2013（平成25）年6月に「学生支援ステーション」を改組し、新たに障がい学生支援のためのジェネラルマネージャーとコーディネーターを配置した「キャンパスライフ支援センター」が設置されました。そのユニットの1つとして、全学的に障がい学生支援を担う「障がい学生支援ユニット」が構成されています。

2016（平成28）年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：差別解消法）が施行され、本学では合理的配慮の提供が法的義務となりました。それに伴い、それまでの課題を解消するために、「部局主体の障がい学生修学支援システム」をキャンパスライフ支援センターが中心となって構築しました。本システムにおいては、各部局の障がい学生への意識や理解を高めるために、合理的配慮を希望する学生が、部局ごとの障害学生支援担当窓口（教務係・

学生支援係など)に「修学上における配慮申請書」を直接提出するプロセスを取り入れています。

さらに、2017(平成29)年4月には、キャンパスライフ支援センターと保健センターが機能集約のために統合され、キャンパスライフ健康支援センターとなりました。障がい学生支援ユニットは、相談支援部門に属し、アクセシビリティ支援室と名称が変更されました。

アクセシビリティ支援室は、2021(令和3)年11月にキャンパスライフ健康支援センターとハラスメント相談室が統合し、キャンパスライフ健康支援・相談センターとなった後も、引き続き支援を行っています。

他方、障がいのある教職員の支援の充実をはかるために、2006(平成18)年には多様な人材活用推進委員会を設置し、学内環境の整備、啓発活動、支援システムの構築を進め、さらに障がいのある者の雇用と、その能力を十分に発揮して働ける環境整備を積極的に推進するべく、2009(平成21)年6月に「障害のある者の雇用と活躍推進に関する理念」を制定しました。

その取組みの一環として、学内環境の維持・美化を目的とする組織として設置された「障がい者雇用対策チーム」において、多数のスタッフが各キャンパスにおける清掃業務に従事しており、「エコ・レンジャー」という愛称で親しまれています。

こうした学生や教職員を対象とした取組みの他、他大学とも協力して、「子どものこころを健やかに育てる」ことに貢献するため、専門家育成の教育研究機関として、2009(平成21)年に「連合小児発達学研究所」を設置、子どものこころの障がいの原因解明などの研究をスタートし、「子どものこころの分子統御機構研究センター」を立ち上げ、早期の療育を目指すなど、取組みを深めています。

障がいがある人も障がいの無い人と同じ欲求と基本的権利をもつという認識がノーマライゼーションの基礎であり、「共に生きる」ことを可能にします。1995(平成7)年度の「障害者白書」に「障がいを個性」ととらえる考え方が記されています。さまざまな障がいを「個性」としてとらえることが、共生社会の未来を語ることにつながるのではないのでしょうか。人権問題委員会ではさまざまな機関と連携しながら、障がい者問題に真摯に取り組んでいきたいと思えます。およそ国民の9.2%が何らかの障がいをもっているとされますが(内閣府令和5年版『障害者白書』)、あなた自身の「個性」を理解し、そして、あなたの周りの障がい者の「個性」をしっかり受け止め、差別のない、もっとみんなが輝く社会はどうあるべきか、そのように考えていきませんか。

## ○キャンパスライフ健康支援・相談センター 相談支援部門 アクセシビリティ支援室について

アクセシビリティ支援室では、「Campus for All !!」を掲げ、身体障がい、発達障がい、精神障がい等の障がいや慢性疾患をかかえる学生が、大阪大学に入学してよかったと思えるような、そして、誠実なダイバーシティ&インクルージョンと言える教育環境の実現に努めています。具体的には、学部・研究科や関係機関と連携し、豊かな学びの場を提供できるように、所定の手続きに沿って合理的配慮や支援のコーディネートを行っています。今後も、学生が所属する学部、研究科が主体となって障がいのある学生をサポートできるような支援体制の構築を目指します。

障がい学生（その確証がなくても）について、さまざまな支援や対応でお困りの教職員の皆さんにお願いします。「こんなこと相談しても大丈夫なのかな？」などと考える前に、ぜひお気軽に連絡してください。電話でも、電子メールでも、ファックスでも構いません。

### <連絡先及び所在>

URL : <http://acs.hacc.osaka-u.ac.jp/>

電子メール : [campuslifekenkou-acs@office.osaka-u.ac.jp](mailto:campuslifekenkou-acs@office.osaka-u.ac.jp)

電話&FAX : (豊中地区) 06-6850-6107

初回相談は原則、豊中キャンパス（平日）となります。

場所 : (豊中地区) 学生交流棟 3階

(吹田地区) IC ホール 1階

(箕面地区) 外国学研究講義棟 1階

## VI 人権問題に対する取り組み

### 1 授業科目の開設

(令和5年度開講)

学部等	授業科目	講義内容	単位数	担当教員
全学部共通 (教職課程)	道徳教育論	ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、マイノリティの問題について	2	平井 美津子
	生徒指導・進路指導論	個別の課題を抱える児童生徒への指導(障がいのある生徒とのHRづくり)	2	井沼 淳一郎
		現在の生徒指導が「すべての児童生徒にとって…」と記されることの意味を考える	2	西裏 慎司
		様々な障がい(聴覚障害・ADHD等)、低学力、貧困等の課題のある生徒の生徒指導・進路指導について、平和教育について	2	岸本 智恵美
	学習・発達論	ASD、ADHD、LDなどの発達障がいについて学び、生徒への理解を深める	2	山本 典子
	教育相談	発達障害(ASD、ADHD、LD等)やLGBTなど、さまざまな生徒への理解を深める	2	草野 直子
	教育社会・制度学	人権教育(同和教育、在日外国人教育、障害児教育、ジェンダー平等教育)や子どもの貧困対策の現状と課題を学ぶ。	2	高田 一宏
		外国籍の子どもの不就学問題に関する歴史的背景と現状を学ぶ	2	田邊 匠
	特別支援教育論	障害者差別解消法、ICF、合理的配慮、虐待、いじめ、知的障害・発達障害(ASD、ADHD、LD等)の理解	2	相澤 雅文
		ICFモデルによる障害の定義、障害者差別解消法における合理的配慮・環境の整備についての解説、教育の場での支援の実施についての理解	2	中川 剛
	特別活動・総合的な学習論	ジェンダー教育、平和教育について(総合的な学習時間の単元にて)	2	詫磨 秀雄 小川 未来
	社会科・公民科教育法I	ジェンダー平等や、在日外国人との多文化共生の講義及び学生による模擬授業の実施	2	杉浦 真理
	教職論	個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒、日本語を母語としない児童生徒、子どもの貧困問題などについて	2	小西 順治
特別支援教育の歩み、子どもの貧困と学校・教職員にできること、いじめや不登校をどう捉え、対応・支援するか		2	谷浦 健司	
全学共通 教育科目	現代差別論	部落問題からみた日本社会	2	手島 一雄
	現代人権論	現代社会における差別や人権侵害について考える	2	宮前 千雅子
	ジェンダーと社会	社会保障、雇用、教育、法律、性暴力など多様なテーマについて、ジェンダーの視点から議論する	2	斉藤 弥生
	共生社会とアクセシビリティを考える	共生社会とアクセシビリティを考える	2	望月 直人 安永 正則 前田 由貴子
人間科学部	人権教育論	「人権とは何か」「人権を尊重するとはどのようなことか」ということについて、考察する	2	森 由香

(令和4年度開講)

学部等	授業科目	講義内容	単位数	担当教員
全学部共通 (教職課程)	道徳教育論	同和問題、外国人問題、障がい者問題、いじめ問題、セクシャルマイノリティーの問題など、様々な人権問題について	2	藤川 信夫
	生徒指導・進路指導論	個別の課題を抱える児童生徒への指導（障がいのある生徒とのHRづくり）	2	井沼 淳一郎
		現在の生徒指導が「すべての児童生徒にとって…」と記されることの意味を考える	2	西裏 慎司
		様々な障がい（聴覚障害・ADHD等）、低学力、貧困等の課題のある生徒の生徒指導・進路指導について、平和教育について	2	岸本 智恵美
	学習・発達論	ASD、ADHD、LDなどの発達障がいについて学び、生徒への理解を深める	2	山本 典子
	教育相談	発達障害（ASD、ADHD、LD等）やLGBTなど、さまざまな生徒への理解を深める	2	草野 直子
	教育社会・制度学	同和教育、在日外国人教育、障害児教育、こどもの貧困などの人権課題に関わる教育について	2	高田 一宏
		外国籍の子どもの不就学問題に関する歴史的背景と現状を学ぶ	2	田邊 匠
	特別支援教育論	障害者差別解消法、ICF、合理的配慮、虐待、いじめ、知的障害・発達障害（ASD、ADHD、LD等）の理解	2	相澤 雅文
		ICFモデルによる障害の定義、障害者差別解消法における合理的配慮・環境の整備についての解説、教育の場での支援の実施についての理解	2	中川 剛
特別活動・総合的な学習論	ジェンダー教育、平和教育について（総合的な学習時間の単元にて）	2	詫磨 秀雄 杉浦 真理	
教職論	個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒、日本語を母語としない児童生徒、子どもの貧困問題などについて	2	小西 順治	
全学共通 教育科目	現代差別論	部落問題からみた日本社会	2	手島 一雄
	現代人権論	現代社会における差別や人権侵害について考える	2	宮前 千雅子
	ジェンダーと社会	社会保障、雇用、教育、法律、性暴力など多様なテーマについて、ジェンダーの視点から議論する	2	斉藤 弥生
	共生社会とアクセシビリティを考える	共生社会とアクセシビリティについて多様性の観点から理解する	2	望月 直人 安永 正則 前田 由貴子
	現代の差別を考える	現代日本の差別について多角的に学び、その歴史的背景と現状を理解するとともに、人権をめぐる国際的動向についての知識を蓄える	2	宇野田 尚哉
人間科学部	人権教育論	「人権とは何か」「人権を尊重するとはどのようなことか」ということについて、考察する	2	森 由香

(令和3年度開講)

学部等	授業科目	講義内容	単位数	担当教員
全学部共通 (教職課程)	道徳教育論	同和問題、外国人問題、障がい者問題、いじめ問題、セクシャルマイノリティーの問題など、様々な人権問題について	2	藤川 信夫
	生徒指導・進路指導論	個別の課題を抱える児童生徒への指導(障がいのある生徒とのHRづくり)	2	井沼 淳一郎
		現在の生徒指導が「すべての児童生徒にとって…」と記されることの意味を考える	2	西裏 慎司
		様々な障がい(聴覚障害・ADHD等)、低学力、貧困等の課題のある生徒の生徒指導・進路指導について、平和教育について	2	岸本 智恵美
	学習・発達論	ASD、ADHD、LDなどの発達障がいについて学び、生徒への理解を深める	2	山本 典子
	教育相談	発達障害(ASD、ADHD、LD等)やLGBTなど、さまざまな生徒への理解を深める	2	草野 直子
		発達障がい(自閉スペクトラム症、ADHD、LD等)やいじめ問題など、さまざまな児童・生徒への理解を深める	2	濱矢 洋子
	教育方法学	〈丙午迷信〉を題材に「科学的なものの見方・考え方を身につける」にはどうすれば良いかを考える	2	村西 正良
	教育社会・制度学	障害児教育の歴史、夜間中学校と識字教育、外国籍の子どもの学習権保障	2	橋本 あかね
		同和教育、在日外国人教育、障害児教育、こどもの貧困などの人権課題に関わる教育について	2	高田 一宏
	特別支援教育論	障害者差別解消法、ICF、合理的配慮、虐待、いじめ、知的障害・発達障害(ASD、ADHD、LD等)の理解	2	相澤 雅文
	特別活動・総合的な学習論	ジェンダー教育、平和教育について(総合的な学習時間の単元にて)	2	詫磨 秀雄 杉浦 真理
教職論	個別の教育的ニーズを必要とする児童生徒、日本語を母語としない児童生徒、子どもの貧困問題などについて	2	小西 順治	
	(視覚障がいを通して、)障がいの理解と共生社会、平和教育について(世界の戦争・紛争で傷ついた子供たちを通して平和について学ぶ)、人権教育(同和問題)	2	岸本 智恵美	
全学共通 教育科目	現代差別論	部落問題からみた日本社会	2	手島 一雄
	現代人権論	現代社会における差別や人権侵害について考える	2	宮前 千雅子
	ジェンダーと社会	女性学・男性学—ジェンダー・スタディーズ入門	2	牟田 和恵
	共生社会とアクセシビリティを考える	共生社会とアクセシビリティについて多様性の観点から理解する	2	望月 直人 安永 正則 前田 由貴子
人間科学部	人権教育論	「人権とは何か」「人権を尊重するとはどのようなことか」ということについて、考察する	2	森 由香

## 2 啓発活動等

### (1) 講演会（平成9年度までは教職員対象の講演会として実施）

1969（昭和44）年度以降、各部局で教職員の同和問題（部落問題）に対する認識を深めるための講演会が開かれてきました。さらに、1974（昭和49）年度からは、全学教職員の啓発のための講演会が開催され、以後、毎年この講演会が実施されています。

（所属等は当時）

年度	演 題	講師名
1974（昭和49）	欧米における差別問題と我が国の部落問題	村 越 末 男 （大阪市立大学助教授）
1975（昭和50）	部落史の諸問題	森 杉 夫 （大阪府立大学教授）
1976（昭和51）	部落差別の現状と私達の課題	中 川 喜代子 （奈良教育大学助教授）
1977（昭和52）	部落問題の現状と課題	山 本 登 （大阪市立大学教授）
1978（昭和53）	大学と同和問題	森 口 兼 二 （京都大学教授）
1979（昭和54）	歴史を通じて部落問題を考える	原 田 伴 彦 （大阪市立大学教授）
1980（昭和55）	部落問題について	盛 田 嘉 徳 （大阪教育大学名誉教授）
1981（昭和56）	被差別部落の形成と生活	森 杉 夫 （大阪経済大学教授）
1982（昭和57）	都市工学からみた部落問題 －特措法の意義と課題－	三 輪 嘉 男 （大阪市立大学助教授）
1983（昭和58）	同和問題と就職差別について	村 越 末 男 （大阪市立大学教授）
1984（昭和59）	同和対策事業の意義と課題	山 本 登 （大阪市立大学名誉教授）
1985（昭和60）	部落の歴史と今日の課題	牧 英 正 （大阪市立大学教授）
1986（昭和61）	同和問題の現状と課題 －大学は何ができるのか－	中 野 睦 夫 （大阪教育大学教授）
1987（昭和62）	今、何が問われているのか －同和地区の実態をめぐって－	田 村 正 男 （朝日新聞大阪本社編集委員）
1988（昭和63）	同和地区の現状とまちづくりの課題	三 輪 嘉 男 （大阪市立大学助教授）
1989（平成元）	同和問題にかかわって学んだこと	小 森 哲 郎 （北九州大学教授）
1990（平成2）	国際識字年と今日の課題	内 山 一 雄 （天理大学教授）
1991（平成3）	同和問題の今日的状況 －産業・労働および教育・啓発を中心として－	中 川 喜代子 （奈良教育大学教授）
1992（平成4）	部落の歴史に学ぶ	上 田 正 昭 （大阪女子大学学長）
1993（平成5）	今日の同和問題を考える	桂 正 孝 （大阪市立大学教授）
1994（平成6）	人権教育・今の課題	田 中 欣 和 （関西大学教授）
1994（平成6）	在日朝鮮人の歴史と同和問題	宋 連 玉 （同志社大学研究員）
1995（平成7）	国連人権教育の10年と同和教育	元 木 健 （大阪大学名誉教授）

年度	演 題	講師名
1996 (平成 8)	今後の人権問題 (啓発) について ー同和問題を中心としてー	村 井 茂 (財大阪府同和事業促進協議会理事)
1996 (平成 8)	日本国憲法の 50 年 参政権喪失の半世紀 ー在日韓国・朝鮮人の政治参加を求めてー	李 英 和 (関西大学助教授)
1996 (平成 8)	越境する人権 ー地域市民社会の創造をめざしてー	川 村 暁 雄 (財アジア・太平洋人権情報センター 研究員)
1997 (平成 9)	『私』からはじまる人権教育	朴 君 愛 (財アジア・太平洋人権情報センター 企業業務部職員)
1997 (平成 9)	21 世紀と人 ー部落差別の現状をふまえてー	北 口 末 広 (近畿大学助教授)
1998 (平成 10)	インナーシティーの被差別部落のまちづくり	富 田 一 幸 (西成地区街づくり委員会事務局長) (部落解放同盟西成支部書記長)
1999 (平成 11)	セクシュアル・ハラスメントと人権 ー大学における現状と課題ー	著 辺 和 子 (京都産業大学外国語学部教授) (キャンパス・セクシュアル・ハラス メント全国ネットワーク事務局代 表)
1999 (平成 11)	今日の在日朝鮮人問題 ー国籍とアイデンティティーについてー	鄭 良 二 (大阪府立今宮工業高等学校定時制 教諭) (大阪府立学校在日外国人教育研究 会事務局長)
2000 (平成 12)	民間相談・カウンセリングの現場で働く問題	池 内 ひろ美 (東京家族ラボ主宰) (作家)
2000 (平成 12)	多文化共生社会とボランティア	田 村 太 郎 (多文化共生センター代表)
2001 (平成 13)	セクシュアル・ハラスメント	養 父 和 美 (弁護士)
2001 (平成 13)	非常勤講師から見た阪大 ー部落問題論の 5 年ー	角 岡 伸 彦 (ノンフィクションライター)
2002 (平成 14)	バリアフリーは自己実現の第一歩 ー夢と希望の持てる社会のために	竹 下 義 樹 (弁護士)
2002 (平成 14)	セクシュアル・ハラスメント防止のために	雪 田 樹 理 (弁護士)
2003 (平成 15)	在日韓国・朝鮮人の人権 ー民族教育権を中心にー	水 野 直 樹 (京都大学人文科学研究所教授)
2003 (平成 15)	新しい視点から部落問題を考える	石 元 清 英 (関西大学社会学部教授)
2004 (平成 16)	障害学生支援とボランティア	渥 美 公 秀 (人間科学研究科助教授)
2004 (平成 16)	アカデミック・ハラスメントとは? ーその実態と防止対策ー	御 興 久 美子 (NPO アカデミック・ハラスメントを なくすネットワーク代表理事)
2005 (平成 17)	セクハラ・パワハラ最新事情 ーなぜ起きる、どう対処するー	金 子 雅 臣 (労働ジャーナリスト)
2005 (平成 17)	部落問題の今 ー人権の時代を切りひらく	北 口 末 広 (近畿大学人権問題研究所教授)
2006 (平成 18)	アカデミック・ハラスメントをなくすために	養 父 知 美 (弁護士)
2006 (平成 18)	朝鮮総督府の「国語常用」政策と朝鮮語使用の抑制	熊 谷 明 泰 (関西大学外国語教育研究機構教授)
2007 (平成 19)	キャンパス・セクシュアル・ハラスメントの現状と対策 ー大学における人権保障の取組について考えるー	石 元 清 英 (関西大学社会学部教授)

年度	演 題	講師名
2007 (平成 19)	部落問題の今を語る	角 岡 伸 彦 (ジャーナリスト)
2008 (平成 20)	アカデミック・ハラスメントのないキャンパスを目指して	養 父 知 美 (弁護士)
2008 (平成 20)	歌に託された暴力の記憶	細 見 和 之 (大阪府立大学人間社会学部准教授)
2009 (平成 21)	教育における人権 ーニューカマー外国人問題からー	志 水 宏 吉 (人間科学研究科教授)
2009 (平成 21)	就職活動とキャリア開発における男女平等 ー女子学生の意識と企業の視点ー	金 谷 千 慧 子 (女性と仕事研究所代表)
2010 (平成 22)	私は何人? ー在日朝鮮・韓国入学生の思いー	権 仁 燮
2010 (平成 22)	アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止 ー知っておきたいことー 大学におけるセクハラ防止のために	吉 武 清 實 (東北大学学生相談所副所長) 角 田 由 紀 子 (弁護士)
2011 (平成 23)	ハラスメントのないキャンパスのために ー大学におけるハラスメント対策の課題ー	横 山 美 栄 子 (広島大学ハラスメント相談室室長)
2011 (平成 23)	人権 ー自分の権利を学ぶことの意味	阿久澤 麻理子 (大阪市立大学教授)
2012 (平成 24)	事例で考えるセクハラ・アカハラ・パワハラ防止対策 ーハラスメントの被害者・加害者にならないためにー	井 口 博 (弁護士)
2012 (平成 24)	大学における障害学生支援	松 原 崇 (障害学生支援ユニット助教)
2013 (平成 25)	キャンパス・ハラスメント ー日本の 10 年余の取り組みから見えてきたことー	北 仲 千 里 (広島大学ハラスメント相談室 准教授)
2013 (平成 25)	近年の人権侵害事件と社会的課題 ー部落差別事件の現状をふまえてー	北 口 末 広 (近畿大学人権問題研究所主任教授)
2014 (平成 26)	ハラスメント防止のためのコミュニケーション	根 岸 和 政 (工学研究科附属高度人材育成セン ター講師)
2014 (平成 26)	人権の彼岸 パレスチナが逆照射する現代世界	岡 真 理 (京都大学人間・環境学研究科教授)
2015 (平成 27)	大学のハラスメント防止のために ー研究大学におけるセクハラ問題を中心にー	牟 田 和 恵 (人間科学研究科教授)
2015 (平成 27)	障がいのある学生への学修支援 ー制度改正により、大学に求められることー	高 橋 知 音 (信州大学学術研究院 (教育学系) 教授)
2016 (平成 28)	研究不正とハラスメント	横 山 美 栄 子 (広島大学ハラスメント相談室室長)
2016 (平成 28)	歴史再発見ーもう一つの大阪をめぐるー	吉 村 智 博 (大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員)
2017 (平成 29)	セクシュアル・ハラスメント防止の必要性について改めて考える	周 藤 由 美 子 (ウィメンズカウンセリング京都 フェミニストカウンセラー)
2017 (平成 29)	境界に生きる豊かさ 排外主義を乗り越えるために	孫 美 幸 (大学院人間科学研究科附属未来共 創センター講師)
2018 (平成 30)	ハラスメント予防のために:無関心な傍観者から積極的 に関与する目撃者へ	杉 原 保 史 (京都大学学生総合支援センター長 教授)
2018 (平成 30)	発達障がい学生への学修支援	望 月 直 人 (キャンパスライフ健康支援セン ター准教授)

年度	演 題	講師名
2019 (令和元)	「誰でも、どこでも起こりうる」から出発するハラスメントへの対応と対策	杉本 志津佳 (フェミニストカウンセリング場 フェミニストカウンセラー)
2019 (令和元)	全国水平社の創設 (1922 年) に学ぶ	手島 一 雄 (世界人権問題研究センター研究員)
2020 (令和 2)	知識と技術の共同創造—インクルーシブなアカデミアを目指して	熊谷 晋一郎 (東京大学先端科学技術研究セン ター准教授)
2020 (令和 2)	トラウマインフォームドケアとセクシュアルハラスメント	周藤 由美子 (ウィメンズカウンセリング京都)
2021 (令和 3)	障がいのあるひとの文化芸術活動とその市場について	今中 博之 (社会福祉法人素王会理事長)
2021 (令和 3)	誰にも共通するSOGI (性的指向と性自認) の人権	吉田 昌史 南 和行 (なんもり法律事務所弁護士)
2021 (令和 3)	良い人間関係が、ハラスメント問題を予防し抑止する。	根岸 和政 (工学研究科コンプライアンス室 レジリエンス教育部門講師)
2022 (令和 4)	ハラスメント相談員から見る大学の課題と可能性	鍋谷 美子 (神戸学院大学ハラスメント相談室 専門相談員)
2022 (令和 4)	ダイバーシティマネジメントの見え隠れしている側面—異質を変革の資源として見れば出る閃き—	モンテ・カセム (公立大学法人 国際教養大学 理事 長・学長)
2023 (令和 5)	アカデミック・ハラスメント問題を掘り下げる—その防止と、相談ケース対応—	北仲 千里 (広島大学ハラスメント相談室 准教授)
2023 (令和 5)	インターネット上のヘイトスピーチへの近年の対応について—世界人権宣言 75 周年記念—	毛利 透 (京都大学大学院法学研究科 教授)

## (2) 映画会

1980 (昭和 55) 年度から、5 月の憲法週間に、翌年度からは 12 月の人権週間にも、教職員・学生を対象として、同和問題の啓発を目的として制作された映画を上映することとなり、同和問題委員会で上映作品の選択、上映場所・時間・方法などの検討を行い、毎年実施してまいりました (1994 (平成 6) 年度 (12 月)、1996 (平成 8) 年度 (5 月・12 月)、1997 (平成 9) 年度 (5 月)、1999 (平成 11) 年度 (12 月) は映画会に代えて講演会を実施)。

年 度	上映作品	場 所
1980 (昭和 55)	5 月 部落百年の歩み 太鼓のふるさと	附属図書館本館視聴覚資料室 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
1981 (昭和 56)	5 月 おばあちゃんの遺言	附属図書館本館視聴覚資料室 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
	12 月 朝の空気は冷たい 残された部落差別	学生会館大集会室
1982 (昭和 57)	5 月 明子の愛・そして	学生会館大集会室 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
	12 月 若竹よ雪よはじけ この街で生きる	学生会館大集会室
1983 (昭和 58)	5 月 鏡の中の他人	学生会館大集会室 工学部発酵工学教室メモリアルホール
1984 (昭和 59)	5 月 五郎の証	学生会館大集会室 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
	12 月 二十五年目の痛恨	基礎工学部シグマホール

年 度		上映作品	場 所
1985 (昭和 60)	5 月	はじめての手紙	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
	12 月	結婚	基礎工学部シグマホール 医学部附属病院 B 講堂
1986 (昭和 61)	5 月	人間の街	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
1986 (昭和 61)	12 月	冬の道	基礎工学部シグマホール
1987 (昭和 62)	5 月	音次郎の庭	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
1987 (昭和 62)	12 月	大きい車どけてちょうだい	基礎工学部シグマホール
1988 (昭和 63)	5 月	愛の前進	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
1989 (平成元)	5 月	新たなる出発	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール 医学部附属病院 B 講堂
	12 月	招かざる訪問者	基礎工学部シグマホール
1990 (平成 2)	5 月	五十年の沈黙	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール 医学部附属病院 B 講堂
	12 月	雨の指もじ	基礎工学部シグマホール
1991 (平成 3)	5 月	星空のハイスクール	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール 医学部附属病院 B 講堂
	12 月	螢火	基礎工学部シグマホール
1992 (平成 4)	5 月	冬の道	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール 医学部附属病院 B 講堂
	12 月	窓を開けて走れ洋一	基礎工学部シグマホール
1993 (平成 5)	4 月 5 月	橋のない川	基礎工学部大講義室 微生物病研究所講堂 医学部附属病院 B 講堂
1994 (平成 6)	5 月	おやじと息子	基礎工学部シグマホール 医学部 A 講堂
1995 (平成 7)	5 月	幸福はいちばんあとから	基礎工学部シグマホール 微生物病研究所講堂
	12 月	淳一よ！明日の空へ	コンベンションセンター会議室 基礎工学部シグマホール
1997 (平成 9)	12 月	愛は海より深く	コンベンションセンターM0 ホール
1998 (平成 10)	5 月	こんど逢うとき	基礎工学部シグマホール
1999 (平成 11)	5 月	さわやかスーパーウーマン	基礎工学部シグマホール
2000 (平成 12)	5 月	冬のひまわり	基礎工学部シグマホール

年 度		上映作品	場 所
2001 (平成 13)	5 月	心ひらくとき	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
2002 (平成 14)	4 月	メゾンの丘 日本の国際化と人権 セクシュアル・ハラスメントと女性の 人権 風の歌が聴きたい	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
2003 (平成 15)	5 月	トモダチ いのち輝く灯 風のひびき	共通教育管理講義棟 B 棟 B307 講義室 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
2004 (平成 16)	5 月	あずに生きる 風の歌が聴きたい 在日外国人問題の原点を考える② 現状編	基礎工学部シグマホール 附属図書館吹田分館視聴覚ホール
2005 (平成 17)	4 月	アイ・ラブ・ユー ジョゼと虎と魚たち	基礎工学部シグマホール
2006 (平成 18)	5 月	こころの交響楽 ぬくもりの彩 セクシュアル・ハラスメントを考える とよなかだいすき でも……	基礎工学部シグマホール
2007 (平成 19)	5 月	メール 桂文福のふれあい人権晰	基礎工学部シグマホール
2008 (平成 20)	5 月	夢の約束 蛍の舞う街で	基礎工学部シグマホール
2009 (平成 21)	5 月	アイムヒア僕はここにいる ここに咲く花	文系総合研究棟
2010 (平成 22)	4 月	夕映えのみち 紡ぎだす未来ー共に生きるー	基礎工学部シグマホール
2011 (平成 23)	5 月	ジョゼと虎と魚たち	大学教育実践センター 共通教育講義棟 C-206
2012 (平成 24)	5 月	スタンドアップ	大阪大学会館講堂
2013 (平成 25)	5 月	ミルク	大阪大学会館講堂
2014 (平成 26)	5 月	コッホ先生と僕らの革命	全学教育大講義室
2015 (平成 27)	5 月	最強のふたり	基礎工学部シグマホール
2016 (平成 28)	5 月	グレートデイズ ー夢に挑んだ父と子ー	大阪大学会館講堂
2017 (平成 29)	5 月	くちづけ	大阪大学会館講堂
2018 (平成 30)	5 月	メゾン・ド・ヒミコ	基礎工学部シグマホール
2019 (令和元)	5 月	彼らが本気で編むときは、	基礎工学部シグマホール

### (3) 世界人権宣言記念講演会

1983（昭和 58）年度は世界人権宣言 35 周年に、1988（昭和 63）年度は 40 周年に、1993（平成 5）年度は 45 周年に、1998（平成 10）年度は 50 周年に、また 2023（令和 5）年度は 75 周年に当たり、これらを記念して、講演会を実施しました。

年 度		演 題	場 所
1983（昭和 58）	12 月	わが国における同和対策の今目的意義	磯 村 英 一 (東京都立大学名誉教授 前東洋大学学長)
1988（昭和 63）	12 月	差別のない社会をめざして －世界人権宣言 40 周年記念－	稲 葉 三千男 (東京国際大学教授 東京大学名誉教授)
1993（平成 5）	12 月	同和問題と世界の人権 世界人権宣言 45 周年記念	武者小路 公秀 (明治学院大学教授 元国連大学副学長)
1998（平成 10）	12 月	国際人権保障の現状と日本の課題 －国際人権規約委員会の体験から－	安 藤 仁 介 〔 同志社大学教授 国際人権規約委員会委員 国際法学会理事長 〕
2023（令和 5）	12 月	インターネット上のヘイトスピーチ への近年の対応について －世界人権宣言 75 周年記念－	毛利 透 (京都大学大学院法学研究科 教授)

### (4) 冊子等の刊行

本学教職員・学生の同和問題の正しい認識と理解を深める活動の一環として、1972（昭和 47）年 3 月に小冊子「部落問題について」を作成し、教職員・学生全員に配付し、以後毎年改訂版を作成し、全教職員に配布しました。

2000（平成 12）年 3 月に従来の「同和問題について」を基本に、ハラスメント問題、民族問題、障がい者問題を事項に加えて新たに冊子「人権問題について」を刊行いたしました。この冊子は毎年改訂し、新規採用教職員及び新入生に配布しています。

また、ハラスメントに関する啓発活動の一環として、リーフレットを作成しています。

### (5) 図書の整備

本学では同和・人権問題関係の文献として、多数の図書と定期刊行物を附属図書館総合図書館、生命科学図書館、理工学図書館、外国学図書館、その他図書室等に所蔵し、電子書籍も利用できます。なお、総合図書館 3 階には「同和・人権関係図書コーナー」を設けて、図書 2,094 冊、雑誌 30 タイトル、DVD 15 点を整備し、学生及び教職員の活発な利用に備えています。

### (6) 学外の運動との関連について

本学は国立大学法人であるため、大学として教育・学術関係以外の学外の団体に参加することや、その運動に協力することは許されません。しかし、個人が自主的に種々の意志表示を行うことは可能であり、またこれまでもしばしば行われてきました。たとえば、教員有志による同和対策事業特別措置法や地域改善対策特別措置法の強化・改善等に関する要望書や「地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効を控えての部落解放基本法案を生かした立法の要請書が内閣総理大臣あてに送られました。

## VII 人権問題年譜

年 度	大阪大学	国内・国外
1948 (昭和 23)		・世界人権宣言 (国際連合)
1965 (昭和 40)		・同和対策審議会答申
1969 (昭和 44)	・アルファ委員会発足	・同和対策事業特別措置法
1970 (昭和 45)	・同和問題講演会の開始	
1972 (昭和 47)	・同和教育科目開講	・男女雇用機会均等法
1974 (昭和 49)	・小冊子「部落問題について」発行、配付	
1974 (昭和 49)	・各部署選出委員からなる同和問題委員会設置	
1979 (昭和 54)		・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)
1980 (昭和 55)	・同和問題映画会開始	・就職差別の撤廃指導 (文部省)
1981 (昭和 56)	・大阪府下大学就職問題連絡協議会 (大就連) 発足	
1982 (昭和 57)	・同和問題委員会専門委員会設置	・地域改善対策特別措置法
1984 (昭和 59)		・今後における啓発活動のあり方について (意見具申)
1987 (昭和 62)		・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1991 (平成 3)		・今後の地域改善対策について (意見具申)
1995 (平成 7)		・人権教育のための国連 10 年
		・人権差別撤廃国際条約批准
1996 (平成 8)		・同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について (意見具申)
		・男女共同参画ビジョンー21 世紀の新たな価値の創造ー
1997 (平成 9)		・「人権教育のための 10 年」に関する国内行動計画
		・人権擁護推進審議会設置
		・大学等卒業予定者に係る就職についての「申合せ」を作成 (文部省)
1998 (平成 10)	・文学部・文学研究科性差別問題委員会設置	
1999 (平成 11)	・人権問題委員会設置	・男女共同参画社会基本法
	・言語文化部・言語文化研究科セクシュアル・ハラスメント問題小委員会設置	・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について (答申)
		・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程制定 (文部省)
2000 (平成 12)	・セクシュアル・ハラスメントに関するガイドライン、規程及び実施要項制定	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
	・冊子「人権問題について」発行、配付	
	・セクシュアル・ハラスメント対策委員会設置	
2001 (平成 13)		・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程制定 (文部科学省)
2002 (平成 14)	・セクシュアル・ハラスメント相談室設置 (豊中・吹田キャンパス)	・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (失効)
2005 (平成 17)	・アカデミック・ハラスメント小委員会設置	・人権教育のための世界計画 (国際連合)
2009 (平成 21)	・セクシュアル・ハラスメント相談室設置 (箕面キャンパス)	
	・ハラスメント問題に関する基本方針制定	
2010 (平成 22)	・ハラスメントの防止等に関する規程、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関するガイドラインの制定	
	・大阪大学ハラスメント対策会議設置	
	・大阪大学ハラスメント相談室設置 (ハラスメント相談室のもとに、セクシュアル・ハラスメント相談室及びアカデミック・パワー等ハラスメント相談室を設置)	
	・アカデミック・パワー等ハラスメント相談室設置 (豊中キャンパス)	
2012 (平成 24)	・アカデミック・パワー等ハラスメント相談室設置 (吹田キャンパス)	
2013 (平成 25)	・アカデミック・パワー等ハラスメント相談室設置 (箕面キャンパス)	
2017 (平成 29)	・「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の多様性に関する基本方針制定	
2021 (令和 3)	・大阪大学ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) 推進宣言策定	
2022 (令和 4)	・ダイバーシティ&インクルージョンセンター設立	

## VIII 関係法令等

関係法令等人権問題に関する資料は以下の学内専用ホームページに掲載されています。  
どうぞご参照ください。

<ホームページアドレス>

<https://my.osaka-u.ac.jp/admin/soumu/jinken/shiryo>

学内専用ホームページ《マイハンダイ》

ホーム>大学本部事務機構>総務関係>人権問題関係資料>人権問題関係法令等

大阪大学学内専用サイト  
マイハンダイ

ホーム 大学本部事務機構 総務関係 人権問題関係資料 人権問題関係法令等 (外部HPへリンクします)

### 人権問題関係法令等 (外部HPへリンクします)

- [世界人権宣言](#) (外務省HP)
- [国連「人権教育のための世界計画」](#) (外務省HP)
- [人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について\(答申\)](#) (法務省HP)
- [人権教育及び人権啓発の推進に関する法律](#) (e-Gov法令検索)
- 同和問題関係
  - ・[同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について\(意見具申\)](#) (文部科学省HP)
- ハラスメント問題関係
  - ・[雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律](#) (e-Gov法令検索)
  - ・[男女共同参画社会基本法](#) (e-Gov法令検索)
- 民族問題関係
  - ・[あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約\(人種差別撤廃条約\)](#) (外務省HP)
  - ・[アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律](#) (e-Gov法令検索)
- 障がい者問題関係
  - ・[障害者基本法](#) (e-Gov法令検索)
  - ・[障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律](#) (e-Gov法令検索)

#### 【以下掲載資料】

- ◇ 世界人権宣言
- ◇ 国連「人権教育のための世界計画」
- ◇ 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について (答申)

- ◇ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ◇ 同和問題関係
  - ・ 同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）
- ◇ ハラスメント問題関係
  - ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
  - ・ 男女共同参画社会基本法
- ◇ 民族問題関係
  - ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
  - ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
- ◇ 障がい者問題関係
  - ・ 障害者基本法
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

\* 本冊子中の「障がい」・「障がい者」の表記について

本冊子中においては、基本的に、「障がい」・「障がい者」と表記することとしています。

もともと、法律・制度等の名称やそれに依拠するもの、大阪大学で現在使用されている組織名等の固有名詞に関するもの等につきましても、そのままの表記とさせていただきます。

ご理解のほどお願いします。

## 人 権 問 題 に つ い て

平成12年3月1日 初 版 発 行  
令和6年4月1日 第25版 発 行

編集・発行 大阪大学人権問題委員会

総務部総務課  
TEL 06-6879-7015

— 非 売 品 —

